

ベトナム
意匠審査基準
2009年12月8日発行

目次

第 I 章 総則

第 1 条 本基準の内容

第 2 条 用語の解釈

第 II 章 方式審査

第 3 条 方式審査の目的及び内容

第 4 条 出願に含めなければならない必須書類に関する審査

第 5 条 出願に含まれる書類の提示方式に関する審査

第 6 条 出願の所有者，創作者の決定

第 7 条 出願所有者の登録権の決定

第 8 条 出願手段の遵守の審査

第 9 条 出願が出願所有者の代理人を通じて行われる場合における委任状に関する審査

第 10 条 意匠登録出願の主題が意匠特許の付与に係る要件を遵守しているか否かの審査

第 11 条 登録を求める意匠の完全な開示の審査

第 12 条 出願の単一性の予備審査の実施

第 13 条 優先権の決定

第 14 条 料金及び手数料の領収書に関する審査

第 15 条 出願の有効性に影響を及ぼさないが，出願人が実体審査段階において是正しなければならない誤りの種類

第 16 条 出願を有効として受理されない場合に，出願が有効として受理されるために出願人が是正しなければならない誤りの種類

第 17 条 出願を無効にする誤りの種類

第 18 条 出願を有効として受理することの拒絶の通知

第 19 条 応答書類の提出期限の延長

第 20 条 出願を有効として受理することの拒絶に関する決定

第 21 条 優先権の決定

第 22 条 出願日の決定

第 23 条 意匠分類索引の決定

第 24 条 有効な出願の受理に関する決定

第 25 条 出願の方式審査の期限

第 26 条 方式審査の段階における通知の作成についての原則

第 27 条 方式審査が終了した時点で出願の処理

第 III 章 実体審査

第 28 条 実体審査の目的及び内容

- 第 29 条 出願は実体審査の対象となる
- 第 30 条 出願における意匠の本質的特徴を記載した書類の内容の審査
- 第 31 条 出願における意匠の本質的特徴の審査
- 第 32 条 出願における意匠が保護から除外される主題の 1 に属するか否かの決定
- 第 33 条 誤りの補正，出願の内容説明の請求
- 第 34 条 出願の実体審査の終了
- 第 35 条 出願の実体審査の回復／回復の拒絶
- 第 36 条 工業上の利用可能性の審査
- 第 37 条 意匠の情報調査
- 第 38 条 情報調査の実施方法
- 第 39 条 類似の意匠が発見された出願に記載された意匠の審査
- 第 40 条 調査報告
- 第 41 条 第三者の意見の処理
- 第 42 条 意匠間の相違の評価についての原則
- 第 43 条 出願における意匠の新規性に関する結論
- 第 44 条 創造性の審査の基礎
- 第 45 条 出願における意匠の創造性の審査
- 第 46 条 出願における意匠の先願主義の遵守の審査
- 第 47 条 出願の単一性の審査
- 第 48 条 出願における意匠が保護条件を満たさない可能性についての結論
- 第 49 条 実体審査段階における補充及び補正された書類の審査
- 第 50 条 出願が意匠特許の付与に係る要件を遵守していないという結論後（「出願の内容説明の通知」又は「出願の誤りの通知」後）の出願の処理
- 第 51 条 出願が保護条件を満たさないという結論後（実体審査結果の通知の発出後）の出願の処理
- 第 52 条 意匠特許の付与予定の通知
- 第 53 条 保護証書の付与の拒絶に関する決定
- 第 54 条 実体審査段階における出願の処理の原則
- 第 55 条 保護証書の付与の承認に係る出願ファイルの作成及び提出
- 第 56 条 取下げ又は保護証書の付与の拒絶に係る出願ファイルの作成
- 第 57 条 実体審査の期限
- 第 58 条 実体審査後の出願の処理
- 第 59 条 意匠出願の再審査

- 第 IV 章 その他の規則
- 第 60 条 出願ファイルの管理，引渡し及び受領
- 第 61 条 意匠審査官の責任
- 第 62 条 意匠部の長の責任
- 第 63 条 NOIP の部署間の調整に対する責任

第 V 章 施行規定

第 64 条 施行規定

第 I 章 総則

第 1 条 本基準の内容

本基準は、審査官に対し、方式審査、実体審査及び出願の審査業務に関連するその他の任務を含め、意匠出願の審査に関する任務を遂行するための指針を示すために発行される。

第 2 条 用語の解釈

本基準において、以下の用語は、次の通り解釈される。

- (1) 「知的財産法」とは、2005 年 11 月 29 日に第 11 回国会第 8 会期で通過した知的財産法第 50/2005/QH11 号であって、2009 年 6 月 19 日に第 12 回国会で通過した知的財産法の複数の条項を改正し、追加する法律第 36/2009/QH12 号に従って改正され、追加されたものをいう。
- (2) 「政令」とは、工業所有権に関する知的財産法の複数の条項を詳細に規定し、その施行指針を示す 2006 年 9 月 22 日付け政令第 103/2006/ND-CP 号をいう。
- (3) 「省令」とは、工業所有権に関する知的財産法の複数の条項を詳細に規定し、その施行指針を示す 2006 年 9 月 22 日政令第 103/2006/ND-CP 号の施行指針を示す 2007 年 2 月 14 日付け科学技術大臣省令第 01/2007/TT-BKHCHN 号をいう。
- (4) 「出願」とは、意匠登録出願をいう。
- (5) 「分類索引」とは、(ロカルノ協定による)意匠のロカルノ分類による出願に記載された意匠分類の索引を意味する。
- (6) 「出願所有者」とは、省令 2.1 の規定による意匠登録願書に記名された対象を意味する。
- (7) 「出願人」とは、省令 5.4 に定めるように、出願所有者又は出願所有者の代理人を総称する。
- (8) 「登録対象」とは、出願に記載された対象を意味する。

第 II 章 方式審査

第 3 条 方式審査の目的及び内容

方式審査の目的は、出願の有効性について結論を出すことができるように、出願に含まれる書類が所定の方式を遵守しているか否かを審査することである。

方式審査は、次を含む。

- (1) 出願に含めなければならない必須書類を審査すること
- (2) 出願に含まれる書類の提示方式を審査すること
- (3) 出願の所有者、創作者を決定すること
- (4) 出願所有者の登録権を決定すること
- (5) 出願手段の遵守を審査すること
- (6) 出願が代理人を通じて行われる場合は、委任状を審査すること
- (7) 意匠登録出願の主題が意匠特許の付与に係る要件を遵守しているか否かを審査すること
- (8) 登録を求める意匠の完全な開示を審査すること
- (9) 出願の単一性の予備審査を実施すること
- (10) 優先権を決定すること
- (11) 所定の手数料及び料金の納付を審査すること
- (12) 意匠分類の索引を決定すること
- (13) 出願日を決定すること
- (14) 出願が有効であるか否かの結論を下すこと

方式審査は、IPAS システム (Intellectual Property Administration System) において実行され、記録される。

第 4 条 出願に含めなければならない必須書類に関する審査

- (1) 出願が、次のものを含め、知的財産法第 108 条及び省令 7.1 に定めるすべての必須書類を含むか否かを審査すること
 - (a) 願書(これには、出願所有者の名称及び宛先に関する情報を記載しなければならない)
 - (b) 意匠の写真／図面の組
 - (c) 意匠の説明書
 - (d) 出願手数料の領収書
- (2) 出願が、次のものを含め、知的財産法第 100 条(1)及び(3)に規定するすべての書類を含むか否かを審査すること
 - (a) 委任状(代理人を通じて行われる出願の場合)
 - (b) 出願所有者が他人から登録権を享受する場合は、登録権を証明する書類(例えば、相続証明書、提出済の出願の移転を含め、出願する権利の移転に関する証明書又は合意書、労働契約などによる)
 - (c) 出願が国際協定又は 2 国間協定に基づく優先権を主張した場合は、最初の出願書類の写し
 - (d) 博覧会での展示、科学報告書における公開を証明する書類又は意匠が出願所有者の同意なしに公開されたことを立証する書類
 - (e) 出願の公開に係る手数料、優先権の享受の請求に係る手数料(優先権の享受の請求があ

る場合)、調査手数料及び実体審査手数料の領収書

(3) 出願に含まれる意匠の写真／図面の組数を審査して、省令 33.6 に定めるように 5 組存在するか否かを確認すること

(4) 本条(1)から(3)までに關する審査が、省令 7.1 及び 33.6 に定める要件が満たされていないという結論に達した場合は、各誤りは、第 5 条から第 15 条までに従って分類される。

第 5 条 出願に含まれる書類の提示方式に関する審査

(1) 出願に含まれる書類が省令 7.2 及び 10.1 に定める提示方式を満たすか否かを審査すること。

(2) 次の不備は、出願が方式要件を満たさない。

(a) 出願がベトナム語以外の言語で行われたこと—これは、省令 7.3 及び 7.4 に定める場合を除き、省令 7.2.b の規定を満たさない。

(b) 書類の提示方式が省令 7.2 に定める要件を満たさないこと

(c) 省令 7.2.b(iv), 10.1 及び 33.4 に定めるように、願書が所定の様式に従って作成されておらず、願書における情報が不完全であること

(d) 出願における書類が手書きで及び／又は色褪せるインクで記入されており、書類の内容に影響を及ぼす消去又は補正を有すること—これは、省令 7.2.b(vi)にいう規定を満たさない。

第 6 条 出願の所有者、創作者の決定

(1) 出願所有者又は創作者についての情報は、願書の各部分又は権利の譲渡／移転の請求に記載しなければならない。

(2) 次の不備は、出願所有者、創作者の決定を不可能にする。

(a) 出願所有者についての情報が不十分である又は一貫性を欠くこと(例えば、宛先を欠いている、宛先が不完全である、願書及び委任状に記載された出願所有者の宛先が同一でない)—これは、省令 7.2.d に定める要件を満たさない。

(b) 願書が出願人の署名を欠いている又は出願人の署名が消去されている若しくは補正されている又は署名者がベトナムの法人の法律上の代表者である場合は、署名に押印されていないこと／出願所有者の印が出願所有者の情報に合致しないこと—これは、省令 7.2.b(iv)に定める要件を満たさない。

(c) 願書が創作者についての情報を欠いている又は創作者についての情報が創作者の宛先／国籍を欠いていること—これは、省令 7.2.d に定める要件を満たさない。

第 7 条 出願所有者の登録権の決定

(1) 次に該当する場合は、出願所有者の登録権は、適法とみなされる。

(a) 出願所有者が同時に創作者である者であること

(b) 出願所有者が法人であること。この場合、出願において宣言された創作者は、書面による別の合意を出願に添付していない限り、当然に出願所有者によって登録を求める意匠を創作する任務の遂行を割り当てられたものとみなされる。

(c) 出願所有者が他人から登録権を享受する場合は、適法な登録権を立証する書類が存在すること(例えば、相続証明書、提出済の出願の移転を含め、出願する権利の移転に関する証

明書又は合意書、業務契約又は労働契約などによる)

(2) 出願所有者が登録権を有さないことを確認できる根拠がある場合、具体的には次に該当する場合は、出願所有者の登録権は、違法とみなされる。

(a) 出願所有者が個人であるが、創作者が出願所有者以外の者であること

(b) 出願において優先権主張が行われた場合は、出願所有者が法人であるが、最初の出願において宣言された者でないこと

この場合、出願所有者が他人から登録権を享受する場合は、出願人は、適法な登録権を立証する書類を補充する必要がある(例えば、提出済の出願の移転を含め、出願する権利の移転に関する証明書又は合意書による)。

第8条 出願手段の遵守の審査

(1) 次に該当する場合は、出願手段は、知的財産法第89条の規定に合致するとみなされる。

(a) 出願がベトナムにおける法律上の代表者を通じて行われること

(b) 出願所有者がベトナムの法人若しくは個人、ベトナムにおいて恒久的に居住している外国人、ベトナムにおける生産及び／又は取引の事業所を有する外国の法人又は個人である場合は、出願が出願所有者によって直接提出されること

(2) 出願が、ベトナムにおいて恒久的に居住していない外国人、ベトナムにおける生産及び／又は取引の事業所を有さない外国の法人又は個人である出願所有者によって直接行われる場合は、出願手段は、知的財産法第89条の規定に合致しないとみなされる。

第9条 出願が出願所有者の代理人を通じて行われる場合における委任状に関する審査

(1) 出願は、支店／駐在員事務所を通じて(出願所有者が法人である場合)又は工業所有権代理業務機関を通じて(出願所有者が個人又は法人である場合)行うことができる。これらの場合、出願は、出願所有者の委任状を含まなければならない。委任状は、省令4.2及び7.2に定める要件を満たさなければならない。

(2) 次に該当する場合は、出願は、誤りがあるとみなされる。

(a) 出願所有者の委任状又は支店／駐在員事務所の委任された機能を定める書類を欠いていること—これは、省令4.2, 7.2.aに定める規定を満たさない。

(b) 委任状原本を欠いていること—これは、省令4.2, 7.2.a, 13.3.cの規定を満たさない。

(c) 委任状が省令4.2に定める詳細のすべてを含まないこと

(d) 意匠登録に係る委任の範囲が委任状原本に記述されていないために委任状が無効であること—これは、省令7.2.dの規定を満たさない。

第10条 意匠登録出願の主題が意匠特許の付与に係る要件を遵守しているか否かの審査

(1) 出願に記載された対象は、次の要件が完全に満たされる場合は、意匠特許の付与に係る要件に適合するとみなされる。

(a) 特定の製品に利用可能

(b) 製品の外観は、視認可能であり、かつ、目視で判断されなければならない。

(c) 意匠として具体化された製品は、工業又は手工業において作製されるべきであり、識別

性のある構造及び機能を有し、かつ、独立した製品(例えば、電気器具、工具、設備など)として取引することができる。

(2) 製品が小粒子の集合体、砂糖、塩、粉末洗剤などの粉末又は顆粒の形態の物質から構成される場合は、小粒子の集合体が特定の形態に成形される場合を除き、出願に記載された対象は、目視で判断することができないとみなされる。

(3) 独立した製品としての取引可能性は、当該製品が次の1に該当する場合は、満たされているとみなされる。

(a) 異なる部品、構成要素から組み立てられた完成品又は最終製品。この区分には、小道具、工具、設備、車両、器具、衣類、食品、医薬品、固形燃料、材料、箱、包装などが含まれる。長さの制限のない棒製品であって、棒製品の長さに沿って繰り返し一定の又は可変の断面を有するもの(例えば、成形された金属棒)、面積の制限のない平面製品であって、表面が繰り返し模様で装飾されたもの(例えば、織物、壁紙、紙テープなど)もまた、この区分に該当する。

(b) 機械的結合によって又は接着、縫合若しくは溶接などによって分解可能な方法で最終製品を構成する部品又は構成要素であって、交換可能とすることができるように大量生産されるもの。この種類には、製品ラベルが含まれ、これは、装飾された表面を有する薄いシートの部品と理解され、他の製品の表面に貼付され又は取り付けられて、最終製品を形成する。

(4) 独立した製品としての取引可能性は、当該製品が次の1に該当する場合は、満たされていないとみなされる。

(a) 製品から分離することができない又は製品を破壊することによってのみ分離することができる部品/要素であって、それを代替する類似の部品が入手不能であるもの

(b) 最終製品の表面に直接模様、線の形態で又は最終製品の表面に直接塗装、描画することによって創作され、前記(3)(b)に定める方法で製品から分離することができない装飾面

(5) 登録を求める対象が知的財産法第64条に定める国家によって保護から除外される主題の1に該当することを直ちに確認できる確かな根拠が存在する場合は、当該対象は、意匠特許の付与に係る要件に不適合とみなされる。

第11条 登録を求める意匠の完全な開示の審査

(1) 登録を求める意匠は、省令33.6に定める要件を完全に満たす写真/図面の組に示された特定の製品に利用され、同時に、省令33.5に定める要件を完全に満たす説明書に提示されている場合は、完全に開示されているとみなされる。

(2) 登録を求める意匠は、次の不備を有する場合は、完全に開示されていない。

(a) 意匠の名称が省令33.5.aの規定に反すること

(b) 説明書が省令33.5に定めるすべての事項及び内容を含まないこと

(c) 写真/図面の組が省令33.6に定める要件を満たさないこと

(d) 写真/図面の各組に示された意匠が同一でない又は説明書に提示された意匠と同一でないこと—これは、省令33.5.e及び33.6.aの規定に反する。

(e) 省令33.6.gに定めるように、異なる角度/位置から見た十分な写真/図面が存在しない又は意匠の断面図などを欠いており、その結果、出願における意匠の内容を正確に特定することができないこと

第12条 出願の単一性の予備審査の実施

(1) 出願の単一性の基準は、次のものを取り扱う場合は、知的財産法第101条(3)の規定に従って満たされているものとみなされる。

(a) 1の製品の意匠、

(b) 1の製品の意匠の異なる変形、又は

(c) 組物における複数の製品であって、その各製品が各意匠を有するものの意匠

(2) 登録を求める意匠が前記(1)にいう場合の1に属さない場合、具体的には次のものを取り扱う場合は、出願は、知的財産法第101条(3)及び省令33.2の規定に従って単一性の基準を満たさない。

(a) 異なる種類の製品に利用可能な意匠の異なる変形、又は

(b) 異なる種類の複数の製品であって、組物に属さないものの意匠

第13条 優先権の決定

(1) 出願は、知的財産法第91条、政令第10条(1)(b)、(c)及び(d)並びに省令13.5の規定を完全に満たす場合は、優先権を与えられる。具体的には、出願の優先権は、次の要件が完全に満たされる場合に認められる。

(a) 優先権の主張が願書の関連部分に記載されること

(b) 出願の優先権を享受するための基礎が知的財産法第91条(1)、政令第10条(1)(b)、(c)及び(d)を遵守していること

(c) 最初の受理官庁の認証付きの最初の出願書類の写し(又は原本)が所定の期限内に提出されること

(d) 請求された場合は、最初の出願書類の写しのベトナム語翻訳文が所定の期限内に提出されること

(2) 次の1に該当する場合は、出願の優先権は認められていない。

(a) 出願の優先権を享受するための基礎が知的財産法第91条(1)、政令第10条(1)(b)、(c)及び(d)の規定を完全に満たしていないこと

(b) 最初の受理官庁によって認証された最初の出願書類の写し(又は原本)を欠いていること

(c) 省令7.3.cに定める最初の出願書類の写しのベトナム語翻訳文を欠いていること。これは、最初の出願書類の写しにおける出願所有者についての情報を特定するために使用される。

第14条 料金及び手数料の領収書に関する審査

(1) 出願は、省令8.1及び8.2に規定する出願手数料、出願公開に係る手数料、優先権の主張に係る手数料(優先権の主張がある場合)、分類手数料(該当する場合)、実体審査に資するための調査手数料及び実体審査手数料の全額を含む場合は、料金/手数料の要件を満たす。

(2) 分割出願については、料金/手数料の要件は、次の原則に従って審査される。

(a) 原出願においてまだ行われていない業務について納付された手数料/料金は、これが分割出願に明確に記載されている場合は、分割出願に移行することができる。

(b) 分割出願の公開は、原出願とは独立して行われる。

(c) 分割出願における意匠の内容を表す本質的特徴が原出願の本質的特徴と相違しない場合は、調査手数料又は実体審査手数料を請求する必要はない。原出願で既に要求された調査結

果及び実体審査報告が、分割出願に関する結論を出すために使用される。

(d) 分割出願における意匠が原出願の意匠と相違した場合は、分割出願に係る調査及び実体審査手数料を納付しなければならない。出願の分割時からの追加の変形に係る関連する手数料／料金もまた、全額納付しなければならない。

(3) 省令 13.3.b に規定するように、出願人が次の手数料(出願の公開に係る手数料、優先権の主張に係る手数料(優先権の主張がある場合)、分類手数料(該当する場合)、審査に資するための調査手数料、実体審査手数料)の少なくとも 1 を納付しなかった又は全額納付しなかった場合は、出願は、料金／手数料に関する要件を満たしていないとみなされる。

第 15 条 出願の有効性に影響を及ぼさないが、出願人が実体審査段階において是正しなければならない誤りの種類

(1) 出願所有者、創作者又は代理人の名称及び宛先が不正確に入力され又は普通でない形で省略されているなどであるが、この不備は当該情報の正確な決定に影響を及ぼさない。

(2) 意匠説明書が何らかの入力誤りを含み又は何らかの一般的でない用語を使用しているが、この不備が出願における意匠の本質的特徴の虚偽表示に繋がらない。

(3) 他の軽度な誤り

第 16 条 出願を有効として受理されない場合に、出願が有効として受理されるために出願人が是正しなければならない誤りの種類

(1) 出願が第 5 条(2)から第 7 条まで、第 9 条(2)、第 10 条(3)、第 11 条(2)、第 12 条(2)及び第 14 条(3)にいう誤りの 1 を有する。

(2) 出願が第 13 条(2)にいう誤りの 1 を有する。

第 17 条 出願を無効にする誤りの種類

第 5 条(2)(a)、第 8 条(2)、第 10 条(4)及び(5)にいう誤りの 1 を有する出願は、無効とみなされる。

第 18 条 出願を有効として受理することの拒絶の通知

(1) 「出願を有効として受理することの拒絶の通知」に記載される出願が有効とみなされていないという結論付けは、IPAS システムにおいて実行される。

(2) 第 16 条(1)に定める誤りを含む場合は、出願はいまだ有効として受理されていない。出願人は、誤りを通知され、この不備を補正するために、通知日から 1 月の期間を与えられる。

出願人はまた、所定の期限の満了時に、誤りが補正されていない又は不十分に補正された場合は、出願は有効として受理することを拒絶される旨を通知される。

(3) 第 16 条(2)に定める誤りを含む場合は、出願はいまだ有効として受理されていない。出願人は、それらの誤りを通知され、誤りを補正するために、通知日から起算して 1 月を与えられる。特に、最初の出願書類の写しを欠いている場合は、出願人がこの誤りを是正するための期限は、出願日から起算して 3 月である(この期限は延長できない)。

出願人はまた、所定の期限の満了時に誤りが補正されていない又は不十分に補正された場合は、出願は有効として受理することができるが、優先権は認められない旨を通知される。

(4) 第 17 条に定める誤りを含む場合は、出願は有効として受理することができない。出願人は、出願の誤りを通知され、その結論に関して意見を述べるために、通知日から起算して 1 月を与えられる。

出願人はまた、所定の期限の満了時に、出願人が NOIP (National Office of Intellectual Property) の結論に対する不服申立を行わない又は不服申立を行うが当該不服申立に根拠がない場合は、出願は有効として受理することを正式に拒絶される旨を通知される。

第 19 条 応答書類の提出期限の延長

(1) 出願人が第 18 条(2)から(4)まで、第 34 条(1)又は第 48 条(2)から(6)までにいう出願についての結論に応答する書類を提出しなければならない期限は、省令 9.2 に定めるように 1 回延長することができる。期限の延長請求は、指定の期限が終了する前に、期限の延長に係る手数料の領収書と同時に提出しなければならない。書類の提出期限の延長請求は、所定の手数料が納付されない限り又は当該手数料が納付された場合であっても当該請求が NOIP の通知に指定された期限後に行われた場合は、受理されない。

(2) 応答書類の提出期限は、省令 9.2 に規定するように 1 回延長ことができ、これは、先の通知に指定された応答期間の長さに等しい。

第 20 条 出願を有効として受理することの拒絶に関する決定

(1) 「出願を有効として受理することの拒絶に関する決定」に記載される出願が正式に無効とみなされるという結論付けは、IPAS システムにおいて実行される。

(2) 出願が第 18 条(2)に定める場合に該当し、かつ、所定の期限(該当する場合は、第 19 条が適用された場合を含む)の満了時に、出願人が誤りを補正しなかった又は誤りを不十分に補正した場合は、出願が第 18 条(2)にいう誤りを有することを根拠として「出願を有効として受理することの拒絶に関する決定」が作成される。

(3) 出願が第 18 条(4)に定める場合に該当し、かつ、所定の期限(該当する場合は、第 19 条が適用された場合を含む)の満了時に、出願人が NOIP の結論に対して意見を述べなかった又は不服申立を行うがこれに根拠がない場合は、出願が第 18 条(4)にいう誤りを有することを根拠として「出願を有効として受理することの拒絶に関する決定」が作成される。

第 21 条 優先権の決定

(1) 出願の優先権の享受に係る条件が第 13 条(1)を遵守している場合は、優先権は認められる。この場合、出願の優先日が記録される。

(2) 第 18 条(3)にいう要件が指定の期限内に満たされた場合は、優先権は認められ、出願の優先日は承認される。

(3) 第 18 条(3)に定める要件が所定の期限内に満たされない又は満たされたが最初の出願書類の写しのベトナム語翻訳文により、出願所有者が最初の出願の出願人でなく、かつ、優先権/出願する権利の移転がなされていないことが示される場合は、最初の出願が合衆国特許商標庁 (USPTO) で行われた出願であり、かつ、最初の出願の出願人が出願において宣言された創作者である場合を除き、出願の優先日は記録されない。

出願人は、出願の優先権を認めない理由を、「有効な出願を受理する決定」において通知される。

第 22 条 出願日の決定

- (1) 出願日は、出願が受理された日であり、願書に押印された受領印に表示される。
- (2) 分割出願については、出願日は、原出願の願書に押印された受領印に記入された日である。

第 23 条 意匠分類索引の決定

- (1) 意匠の分類索引は、ロカルノ協定(最新の適用可能な版による)によって定められる意匠の国際分類の原則に従って、意匠として具体化された製品の正式名称及び／又は出願に記載された意匠の本質的特徴に基づいて決定される。国内分類表が正式に適用される場合は、意匠の国内分類索引もまた決定される。
- (2) 本条(1)に定める意匠分類の索引は、審査され、IPAS システムの各部分に記録される。

第 24 条 有効な出願の受理に関する決定

- (1) 出願の有効性に関する結論は、IPAS システムにおいて実行される「有効な出願を受理する決定」に記載される。有効な各出願の優先日及び出願日は、前記第 21 条及び第 22 条に従って決定される。
- (2) 第 15 条から第 17 条までに定める誤りが発見されない場合は、出願は有効として受理される。
- (3) 第 15 条に定める誤りが発見された場合は、出願はなお有効として受理され、出願人は、実体審査の段階において必要な補正を行うために、当該誤りを通知される。当該誤りが実体審査の段階において補正されなかった場合は、出願は第 30 条に従って処理される。
- (4) 出願が第 18 条(2)にいう区分に該当し、かつ、所定の期限内に出願人が誤りを十分に補正した場合は、出願は有効として受理される。
- (5) 出願が第 18 条(4)にいう場合に該当し、かつ、所定の期限内に出願人が NOIP の結論に対して根拠のある意見を提出した場合は、出願は有効として受理される。
- (6) 出願が第 21 条(1)から(2)までに定める場合に該当する場合は、出願は有効として受理され、優先日が記録される。
- (7) 出願が第 21 条(3)に該当する場合は、出願は有効として受理され、優先日なしで記録される。出願人は、優先権が認められない理由を通知される。

第 25 条 出願の方式審査の期限

- (1) 省令 13.8 に定めるように、方式審査の期限は、出願日から起算して 1 月である。
- (2) 出願人が出願日から 1 月以内に自主的に出願書類を補正し若しくは補充した場合又は出願人が所定の期限内に NOIP の通知に応答した場合は、方式審査の期限は、追加書類、補正及び応答を NOIP が受領した日から起算して 1 月延長される。
- (3) 本条(1)又は(2)に定める期限の満了の少なくとも 3 就業日前に、審査官は、次のもの
 - ・ 出願を有効として受理することの拒絶の通知、
 - ・ 有効な出願の受理に関する決定、及び
 - ・ 出願を有効として受理することの拒絶に関する決定の 1 を完成させ、これを出願人に発送する前に、承認及び署名のために NOIP の部門長に提

出しなければならない。

第 26 条 方式審査の段階における通知の作成についての原則

(a) 第 5 条から第 17 条までに定める誤りが出願において発見された場合は、すべての誤りを各通知に完全に表示して、出願人に通知がされる時点の出願の状態を知らせ、出願人が最初の応答のみで当該誤りを是正することができるようにしなければならない。

(b) 本条(1)にいう誤りの補正から発生する結果もまた、出願人が最初の応答のみでそれらの結果を是正することができるように、出願人に通知しなければならない。

第 27 条 方式審査が終了した時点で出願の処理

(1) 有効な出願の場合は、審査官は、IPAS システムにおける出願に関する情報を審査し、必要に応じて補正して、出願書類に合致させる。出願は、実体審査段階に移行される。

(2) 審査官は、省令 14.3 に定める工業所有権公報 A 巻に公開される有効な出願に関する情報を、IPAS システムにおいて作成しなければならない。公開を容易にするために、変形の番号及び意匠の写真／図面の番号を、IPAS システムに完全かつ正確に記録すべきである。1 の変形のみが存在する場合は、番号は 1 として記録される。意匠の写真／図面の順序は、1 から開始する。不要とみなされた又は他のものに代替された写真／図面は、NOIP の意匠データベースから削除することができる。

(3) 正式に拒絶と結論付けられた出願は、NOIP の保管部門に転送される。

第 III 章 実体審査

第 28 条 実体審査の目的及び内容

(1) 出願の実体審査の目的は、出願における意匠が知的財産法第 64 条及び第 90 条に定める保護条件を満たすか否かの結論を下すことである。当該結論を出すためには、最初に、出願における意匠が知的財産法第 64 条に定める意匠としての国家の保護から除外される主題の 1 に属するか否か又は知的財産法第 8 条(1)にいう知的所有権に関する国家の方針に違反しているか否かの結論を下し、かつ、出願における意匠が保護から除外される主題の 1 に該当しない場合は、出願における意匠が知的財産法第 64 条及び第 90 条に定める保護条件を満たすか否かという結論に達することが必要である。

(2) 実体審査は、次を含む。

- (a) 出願における意匠の本質的特徴を記載した書類の内容の審査
- (b) 出願における意匠の本質的特徴の審査
- (c) 出願における意匠が保護から除外される主題の 1 に属するか否かの決定
- (d) 出願における意匠の工業上の利用可能性の審査
- (d) 意匠の情報調査
- (e) 発見された文献に基づく出願における意匠の審査
- (g) 出願における意匠の新規性に関する結論
- (h) 出願における意匠の創造性の審査
- (i) 出願における意匠の先願主義の遵守の審査
- (k) 出願の単一性の審査
- (1) 出願における意匠の特許性についての結論を下すこと

第 29 条 出願は実体審査の対象となる

知的財産法第 114 条(1)(b)の規定に従って、適正に受理されたすべての意匠登録出願は、取下げ請求が行われないう限り、実体審査の対象となる。

出願の実体審査の繰延の請求は受理されない。

第 30 条 出願における意匠の本質的特徴を記載した書類の内容の審査

(1) 出願における意匠の本質的特徴を記載した書類の内容は、省令 33.5 及び 33.6 に定める規定を満たさなければならない。

(2) 本条(1)にいう要件により出願における意匠の本質的特徴を明確に特定することができない場合においてこれが出願の実体審査に影響を及ぼす虞があるとき又は第 24 条(3)に定める「有効な出願の受理に関する決定」に記載された誤りが是正されていない場合は、出願人が相応に措置を講じることができるように、当該誤り又は説明を必要とする内容を指摘しなければならない。出願の処理は、第 34 条を遵守すべきである。

(3) 本条(1)にいう要件が満たされていない又は第 24 条(3)に定める「有効な出願の受理に関する決定」に記載された誤りが是正されていないがこれが出願における意匠の本質的特徴の決定及び出願の実体審査に影響を及ぼさない場合は、出願の実体審査は継続し、第 48 条(2)から(6)までの実施時に是正することを出願人に求めるために当該誤りを指摘しなければならない。

第 31 条 出願における意匠の本質的特徴の審査

出願における意匠の本質的特徴の審査は、次を含む。

(1) 出願における意匠の正確な分類索引を決定するための意匠の名称及び意匠が使用される分野に関する再審査

(2) 出願における意匠の本質的特徴の決定

出願における意匠の本質的特徴は、写真／図面の組に完全に反映され、かつ、説明書の説明部分に記載された基本的意匠の特徴の組により決定される。意匠の基本的意匠の特徴とは、目立ち易い／記憶し易い特徴であって、全体として出願における意匠を他の意匠から識別するのに必要かつ十分であるものである。基本的意匠の特徴の要素は、省令 33.7 に定める原則に従って決定される。

省令 33.7.a にいう形状、線、色彩、位置相関又はサイズ相関などの一定の要素及びその他の要素であって、同時に、省令 33.7.b にいう要素でないものに限り、基本的意匠の特徴とみなすことができることに留意すべきである。

出願における意匠の本質的特徴の決定は、意匠説明書によって裏付けられる。出願における意匠の本質的特徴が写真／図面の組及び意匠説明書の双方において一貫していることを確認するために審査する必要がある。

第 32 条 出願における意匠が保護から除外される主題の 1 に属するか否かの決定

(1) 出願における意匠は、知的財産法第 64 条(1)に定める場合に該当する場合は、意匠特許の付与に係る条件を満たしていないとみなされる。

出願に記載された対象は、製品の外観が、同一の製品が製品の同一の技術的機能を果たすために同様に備えなければならない要素である場合は、製品の技術的及び機能的特徴のみによって決定される製品の外観を有するものとみなされる。

様々な変形で作製することができるが、製品がなお同一の技術的特徴を達成する場合は、前記の規定は、意匠の変形を保護から除外するために適用されない。

(2) 出願に記載された対象は、知的財産法第 64 条(2)に定める場合に該当する場合は、意匠特許の付与に係る条件を満たしていないとみなされる。

公共の又は工業上の建造物の外観は、当該建造物が通常の方法及び手段によって移動可能とすることができる場合は、意匠として保護されない。

建造物が、移動可能な別個のモジュール又はユニットであって、別個に使用され又は一緒に組み立てられて、店舗、売店、移動住宅などを作り出すことができるものの形態で作製される場合は、当該建造物の形状は、前記の規則に従って保護から除外される主題とはみなされず、意匠として保護することができる。

(3) 出願に記載された対象は、知的財産法第 64 条(3)に定める場合に該当する場合は、意匠特許の付与に係る条件を満たしていないとみなされる。

通常の間図された使用中に視認可能又は知覚可能な製品の外観の特徴に限り、意匠として保護することができる。製品自体の内部の覆い隠された部品は、開放時に視認可能であるか否かに拘らず、使用中に視認可能であるものとはみなされない。

製品の通常の使用とは、意匠を具体化する部品又は構成要素が存在する最終製品の利用ではなく、登録時に独立して存在する製品の通常の方法による利用と理解される。製品の使用と

は、製造業者、流通業者、取引業者を含めた製品の最終使用者によって行われる意匠を具体化する製品の製造、流通、交換、取引及び組立であって、製品の整備又は修理を除くものと理解される。

(4) 出願に記載された対象は、知的財産法第8条(1)に定める場合に該当する場合は、意匠特許の付与に係る条件を満たしているとみなされる。以下のものは、この規則に違反しているとみなすことができる。

(a) 偽造貨幣製造機、手紙爆弾又は民族若しくは宗教間の分裂を生じさせる戦争誘発製品の意匠

(b) 社会的倫理的基準などに反するわいせつ製品の意匠

(c) ベトナム及び外国の指導者の肖像、国家、国家機関、国内及び国際組織の標章を有する製品の意匠。ただし、関係する権限のある当局の許可を受けた場合を除く。

(5) 出願人が本条(1)から(4)までにいう場合の1である場合は、出願の処理は、第34条を遵守するものとする。

(6) 登録の対象は、省令35.3に定める製品の外観に関するものであり、かつ、本条(1)から(4)までにいう場合に該当しない場合は、意匠特許の付与に係る条件を満たしているとみなされる。

第33条 誤りの補正、出願の内容説明の請求

(1) 出願がなお方式上の誤りを含み若しくは第30条(2)にいう説明を必要とする内容を有する場合及び／又は出願に記載された意匠の名称が第31条(1)に規定する省令33.5.aに定める要件を満たさない場合は、当該誤り又は説明を必要とする内容は、「出願の誤りの通知」又は「出願の内容説明の通知」において指摘されるべきである。出願は第34条に従って処理される。

(2) 第31条(2)から得られた結果により、クレームされる対象を正確に特定することができない場合は、出願の実体審査は予定より早く終了する。出願は第34条に従って処理される。

(3) 対象が保護条件の1又は複数を満たさないことを確認できる理由があり、したがって、当該対象が保護条件を満たさないという結論に達するために他の条件を評価する必要がない場合は、出願の実体審査は予定より早く終了する。出願は第34条に従って処理される。

第34条 出願の実体審査の終了

(1) 出願が第33条(1)から(3)までに定める場合に該当する場合は、誤り又は説明を必要とする内容は、IPASシステムにおいて実行される「出願の内容説明の通知」又は「出願の誤りの通知」において指摘される。

出願人が誤りを是正し、出願に記載された対象を説明し又は出願の内容説明の請求に対する不服申立を行うために、通知の署名日から2月の期限が設定される。出願人はまた、所定の期限内に出願人が誤りを是正せず、十分な説明若しくは通知に対する不服申立を行わず又は意見を述べるが当該意見に根拠がない場合は、出願の実体審査は予定より早く終了し、かつ、出願は意匠特許の付与を拒絶される旨を通知される。

(2) 出願が第32条(1)から(4)までに定める場合に該当する場合は、出願の実体審査は終了する。この理由は、IPASシステムにおいて実行される「出願の内容説明の通知」又は「出

願の誤りの通知」において指摘される。

出願人が出願に記載された対象を説明し又は出願の内容説明の通知に異議を申し立てるために、通知の署名日から2月の期限が設定される。出願人はまた、所定の期限内に出願人が十分な説明若しくは通知に対する不服申立を行わない又は不服申立を行うが当該不服申立に根拠がない場合は、出願の実体審査は予定より早く終了し、かつ、出願は意匠特許の付与を拒絶される旨を通知される。

(3) 出願人が実体審査の終了を請求する又は出願の取下げ若しくは放棄を宣言する場合は、出願の実体審査は予定より早く終了し又は取り下げられたとみなされる。出願は、取り下げられたと IPAS システムに記録されて、実体審査は終了するが、「実体審査の予定より早い終了の通知」又は「出願の取下げの通知」を出願人に送付する必要はない。

第 35 条 出願の実体審査の回復／回復の拒絶

(1) 出願が第 34 条(1)から(2)までに定める場合に該当し、かつ、所定の期限内に、出願人が十分な説明を行う又は合理的な不服申立を行う場合は、実体審査は回復される。出願は関連する条件に従って更に処理される。

(2) 出願が第 34 条(1)から(2)までに定める場合に該当し、かつ、所定の期間内に、出願人が十分な説明若しくは不服申立を行わない又は通知に対する不服申立を行うが当該不服申立に根拠がない場合は、出願の実体審査は終了し、かつ、出願は保護証書の付与を拒絶される。出願は第 53 条に従って処理される。

第 36 条 工業上の利用可能性の審査

(1) 次の 1 に該当する場合は、出願に記載された意匠は、知的財産法第 67 条及び省令 35.6 に規定する工業上の利用可能性を有していないとみなされる。

(a) 出願における意匠を具体化する一連の製品を工業又は手工業によって作製することができないこと

(b) 出願に記載された対象が、一定の形状又は輪郭を有さない気体、粉末又は液体などの形態の物質から構成される製品の形状であること

(c) 出願における意匠と同一の製品の形状を特別な技能によってのみ創作することができること又は出願における意匠と同一の形状を有する製品を繰り返し生産することが不可能であること

(d) 正当な理由を有するその他の形状

前記の場合における出願は、保護条件を満たさない。それらの出願の処理は、第 48 条(2)を遵守すべきである。

(2) 出願における意匠は、知的財産法第 67 条に定める要件を満たしており、かつ、省令 35.6 に定める場合の 1 に該当しない場合は、工業上利用可能とみなされる。

第 37 条 意匠の情報調査

(1) 情報調査の目的は、出願に記載された意匠を保護条件に関して評価するために、当該意匠と同一若しくは類似の又は関係する意匠を発見することである。

(2) 出願の実体審査において調査しなければならない必須最少情報源は、省令 35.4 に定められている。具体的には、審査官は、少なくとも次のものにおいて情報調査を実施しなければ

ばならない。

(a) NOIP が既に受領した意匠出願であって、審査される出願の出願日又は優先日(優先権を享受する場合)よりも前の公開日を有するもの

(b) 審査される出願の出願日又は優先日(優先権を享受する場合)前 25 年以内に他の機関又は国が公開した意匠出願及び意匠保護特許であって、NOIP のデータベースに保管されているもの

(c) NOIP が収集し、保管する意匠に関するその他の情報

(d) NOIP が受領した意匠出願であって、審査される出願の出願日又は優先日よりも前の出願日又は優先日(優先権を享受する場合)を有するもの(先願主義の遵守を審査するために使用される)

(e) 必要かつ可能な場合は、調査は、前記の必須最少情報源を超えて拡大することができる。機関若しくは世界知的所有権機関のウェブサイト又は他の団体のウェブサイト上でアクセス可能な意匠の電子データベースは、調査範囲を拡大するために使用することができる。

第 38 条 情報調査の実施方法

(1) 情報調査は、次の規定を遵守しなければならない。

(a) 出願に記載された意匠の分類索引及び出願に記載された意匠を具体化する製品と同一又は類似の及び関係する製品の他の分類索引に従って調査すること(横断調査)

(b) 出願のウェブサイト及び Google Image, Yahoo Image 又は類似のツール上で製品に関する関連する指示に従って調査すること

(c) 適切な場合は、機関若しくは世界知的所有権機関のウェブサイト又は他の団体のウェブサイト上で類似の意匠の製品に係る調査の範囲を拡大すること

(2) 情報調査は、次の場合に終了する。

(a) 出願に記載された意匠と同一の意匠であって、省令 35.7, 35.8 及び 35.9 並びに第 39 条に定める原則に従って新規性、創造性及び先願主義を審査するのに十分であるものを発見した場合、又は

(b) 第 37 条(2)にいうすべての情報源を調査した後に、出願に記載された意匠と類似の意匠であって、省令 35.7, 35.8 及び 35.9 並びに第 39 条に定める原則に従って新規性、創造性及び先願主義を審査するのに十分であるものを発見しなかった又は発見した場合

第 39 条 類似の意匠が発見された出願に記載された意匠の審査

類似の意匠が発見された出願に記載された意匠の審査は、出願に記載された意匠の新規性、創造性及び先願主義についての結論を出すために、出願に記載された意匠が発見された意匠と同一若しくは著しく異なる又は著しく異なるかを決定することを目的とする。

(1) 同一の意匠

同一の意匠は、省令 35.1.a に定める原則に基づいて決定される。具体的には、2 の意匠は、それらが同種の製品に使用され、かつ、本質的及び非本質的意匠特徴の同一の集合を有する場合は、同一とみなされる。

(2) 意匠が著しく異なる

著しく異なる意匠は、知的財産法第 65 条(2)に定める原則に従って決定される。具体的には、2 の意匠は、それらが同種の製品に使用され、本質的意匠特徴の同一の集合を有し、

かつ、非本質的意匠特徴のみが異なる場合は、相互に著しく異ならないとみなされる。これに対し、2の意匠は、それらを相互に識別することができる少なくとも1の本質的意匠特徴が存在する場合は、相互に著しく異なるものとみなされる。

(3) 最も類似する意匠

最も類似する意匠は、省令 35. 1. c に定める原則に基づいて決定される。具体的には、2の意匠は、同種の製品に使用され、それらの類似の本質的意匠特徴の数が他の類似の意匠のものよりも多い場合は、相互に最も類似するとみなされる。2の最も類似する意匠間には、相互に識別される少なくとも1の本質的意匠特徴が存在する。

(4) 類似の意匠

類似の意匠は、省令 35. 1. b に定める原則に基づいて決定される。具体的には、2の意匠は、それらが同種の製品に使用され、複数の同一の本質的意匠特徴を有する場合は、類似とみなされる。2の最も類似する意匠間には、相互に異なる複数の本質的意匠特徴が存在する。

(5) 引用意匠

引用意匠は、省令 35. 5 に定める原則に基づいて決定される。具体的には、引用意匠は、出願に記載された意匠と同一の、著しく異ならない、最も類似する及び類似の意匠であって、出願に記載された意匠の新規性、創造性及び先願主義を審査するのに必要かつ十分であるものを含む。

第 40 条 調査報告

(1) 調査報告は、省令 35. 5 の規定に従って、発見されたすべての関連情報を含むものとする。

意匠を公開により開示する情報は、意匠に関係する画像、情報源及び当該意匠を含む情報源の公開日を含め、公然と開示されていなければならない。

意匠を使用により明らかにする情報は、意匠が公然と開示されたことを立証する証拠及び意匠製品が市場での流通に置かれた日を含まなければならない。ただし、ベトナムにおいて又は世界中で著名な製品及び作品についての情報を除く。

意匠をインターネット上で開示する情報は、ウェブサイト(電子情報サイト)に、前記の意匠がインターネット上で開示されたことを立証する十分な証拠、URL アドレス(意匠を含むウェブページの所在を特定する最後のアドレス)、意匠を含むウェブページがインターネット上に掲載された日が含まれる場合は、公然と開示されているものとみなされる。ウェブホスティングツール「Way back Machine」(<http://www.archive.org>)は、意匠を含むウェブページが公然と開示された日を決定するために使用することができる。

(2) 出願に記載された意匠の調査報告に記載されたすべての情報は、IPAS システムの出願の「引用文献」部分に完全に入力しなければならない。調査情報が IPAS システムに完全に入力されない場合は、引用文献は、出願の処理に利用できないとみなされる。

(3) 意匠審査官は、登録を求める意匠の新規性、創造性及び先願主義の遵守に関する結論を出す前に、当該意匠に関係するすべての情報を調査するものとする。

第 41 条 第三者の意見の処理

(1) 意匠出願が公開された日から保護証書を付与する決定の日前まで、出願に記載された意

匠に係る保護証書の付与に対する異議に関する知的財産法第 112 条に基づいて提出された第三者の意見は、実体審査において考慮される。

(2) 第三者の意見に根拠があると認める場合は、当該意見は省令 6.2 の規定に従って処理される。具体的には、出願人は、保護証書の付与に対する異議を書面で通知され、書面で応答するために、通知日から最大 1 月の期限を与えられる。この通知の写しは、第三者に送付される。

(3) 第三者の意見に根拠がないと認める場合は、当該意見は省令 6.3 の規定に従って処理される。具体的には、第三者の意見を出願人に通知する必要はないが、当該意見の考慮拒否の理由を第三者に通知しなければならない。

(4) 必要な場合は、出願人の対応意見を第三者に引き続き通知することができる。第三者は、当該対応意見に書面で応答するために、通知日から最大 1 月の期限を与えられる。

(5) 第三者の意見が登録権に関係する場合において、第三者の意見に根拠があるか否かを決定することができないと認めるときは、第三者は、省令 6.4 の規定に従って解決のために裁判所に提訴するために、その事実について通知される。

(6) 第三者の意見に根拠があると判断する場合は、当該意見に含まれる情報は、引用情報源として使用され、調査報告に記録され、かつ、出願における意匠の新規性及び創造性を審査するために使用される。審査官は、第三者に対し、当該意見が出願における意匠の新規性及び創造性を審査するために使用された旨を書面で通知するものとする。この通知は、第三者の意見が使用された実体審査結果の通知の写しとともに、第三者に送付される。

(7) 第三者と出願人との情報交換は、繰り返すことができる。必要な場合は、意匠部が最終結論を出す前に、出願人及び第三者を直接協議のために NOIP に召喚することができる。

第 42 条 意匠間の相違の評価についての原則

(1) 出願に記載された意匠は、各引用意匠と比較して、共通の及び識別性のある意匠特徴を発見するためにそれらの本質的特徴の集合に基づいて評価される。形状、線、色彩、位置又は寸法の相関という一定の要素は、他の要素とともに、本質的特徴とみなすことができる。

(2) 意匠は全体として審査される

(a) 意匠を構成するすべての意匠特徴の組が考慮され、評価される。

(b) 意匠の部品又は構成要素について個別の審査、結論付けは実施されない。

(c) 最終製品及び最終製品の構成要素は、異なる種類の製品とみなされ、それにより、最終製品及び最終製品の部品に利用される意匠は、互いに著しく異なるとみなされる。

(3) 意匠は表現の概念ではなく表現方法により審査される

(a) 意匠の表現方法は、意匠を構成する実際の意匠特徴の組によって決定される。

(4) 意匠はその外観により審査される

(a) 透明な材料で作製された製品の内部構造は、評価において考慮することができる。

(b) 審美的印象を直接生み出さない内部の構造特徴は、多くの場合、評価においてあまり重要でない。

(5) 通常観察の焦点となる製品の部分はより重要なレベルで判断される

(a) 例えば、冷蔵庫、テレビなどの製品の種類について、通常製品の一定の部分、例えば、前面のみが見る者の主要な焦点となる場合は、当該部分は、製品の残りの部分(例えば、背面、底面など)よりも重要なレベルで審査される。

(6) 意匠のサイズ／寸法

(a) 意匠を具体化する製品の寸法は、相似比(又は倍率)が変更された場合は、本質的形狀特徴とはみなされない。

(b) 製品の部品であって、そのサイズが技術的性能を確保するために変更される又は技術的要件に適合するもの(例えば、ジャック、車輪など)は、より重要でないレベルで評価される。

(c) 長さの制限のない棒製品の種類であって、棒製品の長さに沿って一定の断面又は繰り返し可能な変化を有するもの(例えば、成形された金属棒など)については、製品の長さの変更は、本質的意匠特徴とはみなされない。

(d) 表面積の制限のない平面製品の種類であって、繰り返しの花模様で装飾されたもの(例えば、織物、壁紙、紙テープなど)については、模様の集合の数の変更は、本質的形狀特徴とはみなされない。

(e) シート製品(例えば、織物、壁紙など)の場合は、サイズ及び製品上の装飾線の間隔の著しい変更は、本質的形狀特徴とみなすことができる。

(7) 製品の製造に使用される材料の変更

(a) 製品を製造するために使用される材料は、本質的形狀特徴とはみなされない。

(8) 製品の色彩の変更

(a) 表面装飾が重要である一定の種類の特定の製品(例えば、製品ラベル、展開可能な包装又は箱、碗、皿など)については、色彩は、識別性のある審美的印象を与える一定の装飾配置で示され、本質的形狀特徴とみなすことができる。

(b) 色彩自体は、既知とみなされ、したがって、本質的形狀特徴とはみなされない。

(9) 対称の意匠

(a) 意匠が引用意匠から対称をとることによって創作された場合は、意匠の引用意匠との相違は、本質的意匠特徴とはみなされない。

第 43 条 出願における意匠の新規性に関する結論

(1) 出願に記載された意匠の「新規性」を評価するために使用される必須最少情報源は、省令 35.4.b(i)から(iii)までに定める引用文献を含み、適切な場合は、保護に対する第三者の異議に含まれる情報を含む。

「新規性」を評価するために使用される情報源は、出願における意匠の出願日(又は優先日)前に公然と開示された情報のみを含む。

(2) 省令 35.5 及び第 40 条の規定に従って作成される調査報告に含まれる情報に基づいて、出願に記載された意匠の新規性についての結論を出すための評価は、省令 35.7.a 及び b に従って実施される。

(3) 調査報告に含まれる少なくとも 1 の引用意匠が第 39 条(1)に定める同一の意匠である又は第 39 条(2)に定めるように出願における意匠と著しく異ならず、同時に、引用意匠が知的財産法第 65 条(3)及び(4)に定める事情下において公開／開示された出願における意匠でない場合は、出願における意匠は、「新規性」の基準を満たしていないとみなされる。この場合、出願は、保護条件を満たさない。出願の処理は、第 48 条(2)を遵守すべきである。

各引用文献に含まれる対象に関する情報のみを、本第 43 条に基づいて出願における意匠の新規性に関して結論を下すために使用することができる(すなわち、1 対 1 の関係によって

審査される)ことに留意すべきである。

(4) 出願における意匠は、本条(3)に規定する場合に該当しない場合は、新規とみなされる。新たな識別性のある本質的意匠特徴の集合は、残りの意匠特徴とともに、説明書の保護の範囲(クレーム)に表示され、出願の写真/図面に表現される、出願における意匠の保護の範囲を決定する。

第44条 創造性の審査の基礎

(1) 当該技術の通常の知識を有する者

当該技術の通常の知識を有する者とは、省令23.6.aに定めるように、意匠が利用される分野における普通の知識を有する、つまり、その者は、対応する分野において開示されている意匠についての情報を当然に知っているとして理解される。

出願に記載された意匠が利用される製品の種類に関する意匠についての情報は、それが書面の形であるか又は使用されたか、何れの言語によるか及び何れの国におけるかを問わず、当該技術の通常の知識を有する者の知識の範囲内にあるものとみなされる。ただし、当該情報が出願における意匠の出願日(又は優先日)前に公然と開示されていることを条件とする。

(2) 出願における意匠の「創造性」を審査するために使用される必須最少情報源は、省令35.4.b(i)から(iii)までに定める引用文献を含み、適切な場合は、保護に対する第三者の異議に含まれる情報を含む。

この情報源は、出願における意匠の出願日(又は優先日)前に公然と開示された情報のみを含む。

(3) 意匠審査官

意匠審査官は、省令35.8に定める原則に従って、本条(1)から(2)までに定める当該技術の通常の知識を有する者の知識の範囲内にある情報に基づいて、出願における意匠の創造性を審査するものとする。

第45条 出願における意匠の創造性の審査

(1) 創造的でない意匠

出願における意匠は、省令35.8.bにいう場合、すなわち、次に該当する場合は、創造的でないとみなされる。

(a) 意匠が既知の意匠特徴の単純な組合せであること(すなわち、公然と開示された意匠特徴が、代替、位置の交換、数量の増減などの単純な方法で結合され又は組み立てられること)

引用意匠の本質的意匠特徴が出願における意匠の本質的意匠特徴と一致する又は著しく異ならず、同時に、本質的形狀特徴の位置相関、それらの組立方法又はそれらの間の位置の変更方法が当該分野において既知である場合は、この状況に該当する。

(b) 意匠が広く知られている樹木、果実又は動物などの固有の自然的形状、幾何学的図形の形状(円、長円、三角形、正方形、長方形、正多角形及び断面が前記の図形である角柱)の一部又は全体の複製/模倣であること

出願における意匠が、十分に様式化されていないことにより、意匠が通常の状態の自然物の外観を有するとみなされる又は単純な幾何形状の形態である場合は、この状況に該当する。

(c) 意匠がベトナム又は世界において公に知られている製品又は周知作品の形状の単純な複

製であること

(d) 意匠が他の分野における意匠の模倣であり、当該模倣が現実に広く知られている場合（例えば、二輪車、四輪車を模倣した玩具など）

前記の場合に該当する場合は、出願は、保護条件を満たさない。出願の処理は、第 48 条(2)を遵守すべきである。

(2) 意匠の創造性

出願における意匠は、省令 35.8.b 及び本条(1)にいう場合に該当しない場合は、創造的とみなされる。

第 46 条 出願における意匠の先願主義の遵守の審査

(1) 出願における意匠の先願主義を審査するために使用される必須最少情報源は、省令 35.4.b(iv)に定める引用文献を含む。

この情報源は、出願に記載された意匠と同一の又は著しく異ならない引用意匠であって、同時に、出願に記載された意匠の出願日(又は優先日)前に NOIP に対して提出されたが、出願に記載された意匠の出願日(又は優先日)後に公開される意匠出願に属し、かつ、意匠特許の付与に係る条件を満たすもののみを含む。

(2) 本条(1)にいう情報源において引用意匠が発見されない場合は、出願における意匠は、先願主義を満たすものとみなされる。

最終製品の構成要素である登録を求める意匠もまた、引用意匠に記載された別個の製品又は最終製品の構成要素の同一の又は実質的に異ならない意匠が発見されない場合は、先願主義を満たすものとみなされる。

(3) 本条(1)にいう情報源において引用意匠が発見された場合は、出願における意匠は、先願主義を満たしていないとみなされる。この場合、出願は、保護条件を満たさない。出願の処理は、第 48 条(3)を遵守すべきである。

最終製品の構成要素である登録を求める意匠もまた、引用意匠に記載された別個の製品又は最終製品の構成要素の同一の又は実質的に異ならない意匠が発見された場合は、省令 35.9.c に定める先願主義を満たしていないとみなされる。

(4) 本条(1)にいう情報源において引用意匠が発見されたが、出願における意匠の出願日と同一の出願日(又は優先日)を有し、(同一の意匠又は実質的に異ならない意匠について)複数の異なる所有者によって NOIP に提出された場合は、出願における意匠は、先願主義を満たさない。この場合、出願は、保護条件を満たさない。出願の処理は、第 48 条(4)を遵守すべきである。

(5) 本条(1)にいう情報源において引用意匠が発見されたが、出願における意匠の出願日と同一の出願日(又は優先日)を有し、(同一の意匠又は実質的に異ならない意匠について)同一の所有者によって NOIP に提出された場合は、出願における意匠は、先願主義を満たさない。この場合、出願は、保護条件を満たさない。出願の処理は、第 48 条(5)を遵守すべきである。

第 47 条 出願の単一性の審査

(1) 第 31 条(2)に定める出願における意匠の本質的特徴の審査結果により、次のことを決定することができる場合は、複数の変形を有する出願又は組物について提出された出願の単一

性は、満たされていないとみなされる。

(a) 出願に記載された変形による意匠が本質的特徴の同一の集合を有さないこと。この場合、それらの変形による意匠は、相互に著しく異なるものとみなされる、又は

(b) 組物における製品の意匠が独自の創造的概念を含まないこと、つまり、これらの製品の意匠が、新規であると決定され、かつ、当該組物に含まれる製品と一緒に利用される少なくとも1の本質的意匠特徴を含まないこと

前記の場合に該当する場合は、出願は、保護条件を満たさない。出願の処理は、第48条(6)を遵守すべきである。

(2) 出願における意匠が本条(1)にいう場合に該当しない場合は、出願の単一性は、満たされているとみなされる。

第48条 出願における意匠が保護条件を満たさない可能性についての結論

(1) 出願における意匠が省令15.7に定める規定に従って保護可能性を有さないという結論は、IPASシステムにおいて行われる「実体審査結果の通知」において指摘される。

(2) 出願が第36条(1)、第43条(3)及び第45条(1)に定める場合に該当する場合は、出願に記載された対象は、保護条件を満たさない。出願を「工業上の利用可能性」、「新規性」、「創造性」に関する要件を満たすことができない各理由及び第30条(3)に定める発見された誤りは、「実体審査結果の通知」において指摘される。

出願人が意見を述べるために、通知の署名日から2月の期限が設定される。出願人はまた、所定の期限内に、出願人が意見を述べない若しくは不服申立を行うがそれらに根拠がない場合又は第30条(3)に定める発見された誤りが是正されていない若しくは不十分に是正された場合は、出願は意匠特許の付与を拒絶される旨を通知される。

(3) 出願が第46条(3)に定める場合に該当する場合は、出願に記載された対象は、保護条件を満たさない。出願が先願主義を満たさない理由は、「実体審査結果の通知」において指摘される。

第30条(3)に定める発見された誤りもまた、「実体審査結果の通知」において指摘される。出願人が意見を述べるために、通知の署名日から2月の期限が設定される。出願人はまた、所定の期限内に、出願人が意見を述べない又は不服申立を行うがそれらに根拠がない場合は、出願は意匠特許の付与を拒絶される旨を通知される。

(4) 出願が第46条(4)に定める場合に該当する場合は、出願に記載された対象は、保護条件を満たさない。出願が先願主義を満たさない理由及び出願所有者が単一の出願に記名されることについて他の出願所有者と合意すべき旨の要件は、「実体審査結果の通知」において指摘される。

第30条(3)に定める発見された誤りもまた、「実体審査結果の通知」において指摘される。出願人が意見を述べるために、通知の署名日から2月の期限が設定される。出願人はまた、所定の期限内に、出願人が前記の要件を満たすことの請求について意見を述べない又は不服申立を行うがそれらに根拠がない場合は、出願は意匠特許の付与を拒絶される旨を通知される。

(5) 出願が第46条(5)に定める場合に該当する場合は、出願に記載された対象は、保護条件を満たさない。先願主義を満たしていない理由及び出願所有者が提出済の出願の1を選択し又は様々な出願における意匠を変形の形態で単一の出願に併合し、残りの出願の取下げを表

明しなければならない旨の要件は、出願に対する適切な補正を含め、「実体審査結果の通知」において指摘される。

第 30 条(3)に定める発見された誤りもまた、「実体審査結果の通知」において指摘される。出願人が意見を述べるために、通知の署名日から 2 月の期限が設定される。出願人はまた、所定の期限内に、出願人が前記の要件を満たすことの請求について意見を述べない又は不服申立を行うがそれらに根拠がない場合は、出願は意匠特許の付与を拒絶される旨を通知される。

(6) 出願が第 47 条(1)に定める場合に該当する場合は、出願に記載された対象は、保護条件を満たさない。出願が出願の単一性に係る要件を満たしていない理由、出願人が単一性のない対象を出願から削除し又は新たな出願において出願するためにそれらの対象を分離しなければならない旨の要件は、出願に対する適切な補正を含め、「実体審査結果の通知」において指摘される。

加えて、出願における対象の 1 又は複数が他の保護基準を満たさない場合は、当該対象に関する各結論を「実体審査結果の通知」において指摘して、これらを出願人が知ることができるようにしなければならない。

第 30 条(3)に定める発見された誤りもまた、「実体審査結果の通知」において指摘される。出願人が出願の単一性に関する誤りを是正し、単一性のない対象を出願から削除し若しくは新たな出願において出願するためにそれらの対象を分離し又は NOIP の前記の要求に異議を申し立てるために、通知の署名日から 2 月の期限が設定される。出願人はまた、所定の期限内に出願人が出願の誤りを是正せず、不服申立を行わず又は不服申立を行うが当該不服申立に根拠がない場合は、出願は意匠特許の付与を拒絶される旨を通知される。

第 49 条 実体審査段階における補充及び補正された書類の審査

(1) 出願人が自主的に又は NOIP の請求に応じて省令 17.1.b(ii)に定める規定に従って出願書類を補充する又は補正する手続を進める場合は、審査官は、補充された又は補正された書類が省令 17.1.c に定める要件を満たすか否か並びに省令 17.1.h に定める出願の補充及び補正に係る手数料の領収書が同封されているか否かを確認するものとする。

(2) 17.1.c 及び 17.1.h に定める要件が満たされている場合は、補充された書類及び補正された内容を受理することができる。出願は、関連する条項に従って当該補充された書類及び補正された内容とともに更に処理される。

(3) 省令 17.1.h に定める出願の補正、補充に係る手数料の領収書を欠いている場合は、補充された書類及び補正された内容は受理されない。審査官は、出願人に対し、当該補充、補正された書類を受理しない理由を書面で通知し、かつ、当該補充された又は補正された書類が受理されるために各手数料を納付するよう出願人に請求する。

(4) 省令 17.1.c に定める要件が満たされていない場合は、補充された書類又は補正された内容は受理されない。審査官は、出願人に対し、当該補充された又は補正された書類を受理しない理由を書面で通知する。出願は、関連する条項に従って先に受理された書類の内容に基づいて処理されるべきである。

第 50 条 出願が意匠特許の付与に係る要件を遵守していないという結論後（「出願の内容説明の通知」又は「出願の誤りの通知」後）の出願の処理

(1) 所定の期限内に、出願人が必要な是正、説明を行うという意見を述べる又は第 34 条(1)から(2)までにいう理由に対する正当な不服申立を行う場合は、出願は更に処理される。審査官は、第 36 条を実施すべきである。

(2) 出願人が正当な説明又は不服申立を行う場合において、なお最初の通知におけるものと異なる論拠があるときは、審査官は、他の論拠を有する場合は、2 回目の通知を発出することによって意見を留保することができる。審査官は、第 34 条(1)又は(2)を再び実施すべきである。

(3) 所定の期限の満了時に、出願が第 35 条(2)に定める場合に該当する（すなわち、出願人が不服申立を行わない又は不服申立を行うがこれに根拠がない）場合は、出願は保護証書の付与を拒絶される。出願の処理は、第 53 条を遵守すべきである。

第 51 条 出願が保護条件を満たさないという結論後（実体審査結果の通知後）の出願の処理

(1) 所定の期限内に、出願人が第 48 条(2)から(6)までにいう理由／請求に対する正当な不服申立を行う場合は、出願は関連する条件に従って更に見直され、第 52 条に従って実行される。

(2) 所定の期限内に、出願人が十分な応答を行い、かつ、第 48 条(4)から(6)までに定める要件を十分に実施する場合は、出願は関連する条項に従って更に見直され、第 52 条に従って実行される。

(3) 出願人が正当な不服申立を行う場合において、なお最初の通知におけるものと異なる論拠があるときは、審査官は、他の論拠を有する場合は、2 回目の通知を発出することによって意見を留保することができる。審査官は、第 48 条の各項を再び実施すべきである。

(4) 所定の期限の満了時に、出願人が意見を述べない又は第 48 条(2)から(6)までにいう理由／請求に対する根拠がない不服申立を行う場合は、出願は保護証書の付与を拒絶される。出願の処理は、第 53 条を遵守すべきである。

第 52 条 意匠特許の付与予定の通知

(1) 意匠特許の付与についての結論付けは、IPAS システムにおいて実行される。

(2) 出願が第 48 条(2)から(6)までに定める場合に該当しない場合又は第 48 条(2)から(6)までに定める場合に該当するが後に出願が第 51 条(1)から(2)までに従って処理される場合は、出願に記載された対象は、保護条件を満たすものとみなされる。出願が保護条件を満たすという結論、保護証書の付与に係る手数料、保護証書の付与に関する決定の公告に係る手数料及び登録に係る手数料は、保護証書の付与予定の通知に表示される。

出願人が前記の手数料を納付するために、通知日から 1 月の期限が設定される。出願人はまた、所定の期限内に出願人が通知された手数料を納付しない場合は、出願は保護証書の付与を拒絶される旨を通知される。

(3) 保護証書の付与に係る出願については、審査官は、省令 19.2 に定める工業所有権公報 -B 部に公開される出願に係る情報を、第 27 条(2)に記載と同一の方法で、IPAS システムにおいて作成しなければならない。

(4) 審査官は、第 55 条に従って出願ファイルを完成させるべきである。

第 53 条 保護証書の付与の拒絶に関する決定

(1) 出願に記載された意匠に対する保護証書の付与の拒絶についての結論付けは、IPAS システムにおいて実行される。

(2) 出願が第 35 条(2)に定める場合に該当する場合は、出願は、省令 15.5 の規定に従って、保護証書の付与を拒絶される。出願の拒絶に関する結論は、「保護証書の付与の拒絶に関する決定」に記載される。

出願人は、省令 22 に定める規定に従ってこの通知に対して審判請求する権利を通知される。

(3) 出願が第 50 条(3)又は第 51 条(4)に定める場合に該当する場合は、出願は、省令 15.7 に定める規定に従って、保護証書の付与を拒絶される。出願の拒絶に関する結論は、「保護証書の付与の拒絶に関する決定」に記載される。

出願人は、省令 22 に定める規定に従ってこの通知に対して審判請求する権利を通知される。

(4) 審査官は、第 56 条に従って出願ファイルを完成させるべきである。

第 54 条 実体審査段階における出願の処理の原則

(1) 出願の実体審査は、省令 15.6 に定める規定を遵守するものとする。具体的には、出願に記載された対象は、各保護条件に従って順番に審査される。

(a) 出願が複数の変形を取り扱う場合は、主たる変形(すなわち、出願に最初に記載された変形)から開始して、各変形の意匠を審査しなければならない。

(b) 出願が組物を取り扱う場合は、各製品の意匠を、1 の製品の特定の意匠の場合と同一の方法で、各保護条件に従って順番に独立して調査し、審査しなければならない。

(c) 組物のうちの 1 の製品の意匠が少なくとも 1 の保護条件を満たさない場合は、当該製品の意匠は、当該組物から除外しなければならない。出願人はまた、新たな組物に合致する出願書類を提出することを請求される。

(2) 第 15 条、第 30 条(2)から(3)まで、第 34 条(2)、第 48 条(2)から(6)までに定める誤り又は理由が存在する場合は、すべての誤り又は理由を各通知に完全に列挙して、通知が発出される時点の出願の状態を出願人が知ることができるようにしなければならない。

(3) 第 33 条(1)にいう誤りの補正から発生する結果もまた、出願人が最初の応答時にこれらの結果を是正することができるように、出願人に通知しなければならない。

第 55 条 保護証書の付与の承認に係る出願ファイルの作成及び提出

(1) 出願が第 52 条(2)に定める場合に該当する場合は、審査官は、出願における書類を(2)に定める順序で 3 巻に分けて作成し、整理すべきである。

(2) 意匠特許の付与の承認に係る出願ファイルの書類は、次を含む。

(a) 第 1 巻は、実行順に時系列で、保護証書の付与予定の通知(実体審査の通知及び実体審査報告から構成される)、調査された文献、審査段階において行われた通知並びに出願人の書面による応答(もしあれば)から構成される。

(b) 第 2 巻は、出願について最終的に処理された意匠の写真/図面の組から構成される。

(c) 第 3 巻は、出願における残りの書類を含む。

(3) 審査官は、出願を、保護証書の付与のための署名のために NOIP の長に提出する前に、承認のために意匠部の長に転送する。

第 56 条 取下げ又は保護証書の付与の拒絶に係る出願ファイルの作成

(1) 出願が第 53 条(2)及び(3)に定める場合の 1 に該当する場合は、審査官は、出願における書類を(2)に定める順序で 3 巻に分けて作成し、整理すべきである。

(2) 署名のために提出される出願ファイルの書類は、次を含む。

(a) 第 1 巻は、実行順に時系列で、取り下げられたとみなされる出願の通知又は保護証書の付与の拒絶に関する決定(実体審査報告を含む)、調査された文献、審査段階において行われた通知及び出願人の書面による応答(もしあれば)から構成される。

(b) 第 2 巻は、出願について最終的に処理された意匠の写真／図面の組から構成される。

(c) 第 3 巻は、出願における残りの書類を含む。

(3) 審査官は、出願を、保護証書の付与のための署名のために NOIP の長に提出する前に、承認のために意匠部の長に転送する。

第 57 条 実体審査の期限

(1) 2010 年 1 月 1 日前に行われた出願については、実体審査の期限は、公開日から 6 月である。

2010 年 1 月 1 日以後に行われる出願については、実体審査の期限は、出願の公開日から 7 月を超えてはならない。

(2) 出願人が実体審査段階において自主的に書類を補正し若しくは補充した場合又は出願人が NOIP の通知に対する応答を行った場合は、実体審査の期限は、出願人の応答書類が NOIP に提出された日から起算して 2 月延長される(すなわち、この期間の長さは、出願人が NOIP の通知に応答するために NOIP が与える期間に等しい)。

(3) 本条(1)及び(2)に定める期限の満了の 15 日前に、次のもの、出願の誤りの通知、出願の内容説明の通知、実体審査結果の通知、保護証書の付与予定の通知、保護証書の付与の拒絶の通知の 1 を、署名のために NOIP の長に提出する前に、承認のために意匠部の長に転送するために完成させなければならない。

第 58 条 実体審査後の出願の処理

保護証書を付与された又は取り下げられたとみなされた又は保護証書の付与を拒絶された出願は、実体審査段階を終了したとみなされ、保護証書の付与又は保管のために NOIP の関連部署に転送される。

第 59 条 意匠出願の再審査

(1) 次の場合は、出願の再審査は、省令 16 に定める規定を遵守している。

(a) 省令 16.1.a に定めるように、保護証書の付与予定／付与の拒絶に関する通知の発出後に、保護証書の付与／付与の拒絶について出願人／第三者の異議が申し立てられた場合

(b) 保護証書の保護範囲の減縮を求める保護証書所有者の請求があり、保護の範囲の減縮請求に記載された理由に応じて、省令 16.2 に定める規定及び関連する条項に従って出願の内容の再審査が実施される場合

(2) 出願ファイル进行处理する責任を負う審査官は、再審査請求に従って結論を出すために、出願の内容を引き続き再審査するものとする。

(3) 出願の再審査の期限は、省令 16.1.b に定めるように、再審査請求の提出日から 4 月である。本条(3)に定める期限の満了の 15 日前に、出願の内容の再審査請求についての結論を完成させ、署名のために NOIP の長に提出する前に、承認のために意匠部の長に転送しなければならない。

第 IV 章 その他の規則

第 60 条 出願ファイルの管理, 引渡し及び受領

- (1) 意匠出願, 出願の審査期間中の補充された書類を含めた出願に係る書類は, 意匠部の保管所において完全に記録されなければならない。
- (2) NOIP の部署間, 審査官と意匠部の長との間での出願の転送は, 出願の所在を特定し, 出願の紛失の虞を回避する目的で, 完全に記録されなければならない。出願の処理に関与するすべての者は, 出願に含まれる書類を完全かつ最良の状態で保存する責任を負わなければならない。

第 61 条 意匠審査官の責任

- (1) 意匠審査官は, 割り当てられた出願を処理する責任を負うものとし, また, 意匠出願の審査及び再審査に係るすべての業務を行い, 不服申立がされた出願に関する専門家の意見の提供に際して NOIP の関連部署と調整し, かつ, 不服申立の解決に関する決定に記載された各内容を実施するものとする。
- (2) 審査官は, 出願に含まれるすべての書類, 補充された書類及び審査段階において処理された書類を処理し, 保存する責任を負うものとする。
- (3) 審査官は, 知的財産法第 111 条に定める規定に従って意匠出願の秘密を保持するものとする。

第 62 条 意匠部の長の責任

- (1) 意匠部の長は, 出願を, 処理, 意匠分類索引の検証及び出願人に送付される通知の内容の審査のために, 審査官に割り当てなければならない。
- (2) 意匠部の長は, 意匠出願の調査及び審査の品質を確保し, かつ, 出願の処理の進行を常に把握することを保証するために, 必要な行政措置を管理し, 催促し, 適用しなければならない。必要な場合は, 業務の品質及び進行を確保するために, 意匠部の長は, 処理中の出願を処理のために他の審査官に転送することができる。
- (3) 意匠部の長は, 署名のために NOIP の長に提出される, 出願及び不服申立がされた出願の審査, 再審査に関する最終結論を出す責任を負うものとする。

第 63 条 NOIP の部署間の調整に対する責任

- (1) NOIP のすべての職員及び部署は, 出願の処理に最も資するように, 業務の実施, 割り当てられた任務の遂行, 期限の規定の遵守, 業務の品質の確保並びに必要なすべての設備及び技術基盤の良好な維持に際して協力する責任を引き受けるものとする。
- (2) NOIP の部署間の業務の調整は, NOIP の就業規則を遵守するものとする。

第 V 章 施行規定

第 64 条 施行規定

審査過程がまだ終了していない出願は，本基準の規定に従って引き続き処理される。
本基準に関する意見及び本基準に対する改正の提案はすべて，検討及び決定のために要約して NOIP 長官に提出するために，意匠部に送付されるべきである。